

建 第 5717 号  
令和6年1月12日

一般社団法人 佐賀県建築士会 会長 様  
一般社団法人 佐賀県建築士事務所協会 会長 様

佐賀県知事

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について  
(技術的助言)

このことについて、令和6年1月9日付け国住指第307号にて、国土交通省住宅局長より別添のとおり技術的助言の発出がありましたので、情報共有します。  
つきましては、貴会員に対して周知徹底をお願いします。

佐賀県 県土整備部  
建築住宅課 建築指導担当 猪谷  
TEL: 0952-25-7165 FAX: 0952-25-7316  
MAIL : inotani-asuka@prep.saga.lg.jp